

甲斐市地域おこし協力隊隊員募集要項



■はじめに

甲斐市は、山梨県の中西部に位置し甲府盆地の北西部を流れる釜無川の左岸に広がっています。南部地域には釜無川の氾濫を鎮める信玄堤があり、地理的、交通環境など首都圏からの利便性がよく、富士山、八ヶ岳、南アルプスの山々の優美な姿が望める住宅地と農地が混在する平坦な市街化地域です。

北部地域には、昇仙峡などの景勝地を有し、自然条件を利用した果樹栽培やワイン醸造なども行われています。地域の一部は甲武信ユネスコエコパークに登録され、豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地域となっており、市内の南北で異なる2つの顔を持ちあわせています。

近年、本市の農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題を抱え、農業生産活動の低下や農村景観への影響が懸念されており、特に市の中山間地域においてその傾向が顕著になっています。

その一方で、都心で生活する人々の中には、豊かな自然環境での生活やスローライフを求めて地方への移住について、若年層を含め、ニーズが高まってきているところであります。

こうしたことから、三大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を、本市の農業の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的として、甲斐市地域おこし協力隊の隊員を募集します。

■活動概要

- (1) 市の農業の振興に関すること。
- (2) 地域ブランド確立、発信のための企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の情報や魅力の収集、地域資源の掘り起こし等に関すること。
- (4) 地域行事等の支援に関すること。

■募集対象（資格）

次の要件をすべて満たす方

- (1) 応募時点で、3大都市圏の都市地域もしくは3大都市圏外の指定都市(条件不利地域を除く)に居住している方で、活動期間中に甲斐市へ住民票を異動して居住できる方。ただし、委嘱以前に本市に定住している方は含みません。(住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。)

※お住まいの都市が3大都市圏の都市地域もしくは3大都市圏外の指定都市(条件不利地域を除く)に該当するか否かは、総務省HP内「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」にてご確認ください。

- (2) 協力隊終了後も甲斐市に定住し、就業・起業する意欲がある方
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化等に関し意欲と情熱をもって隊員活動ができる方
- (4) 普通自動車運転免許を有する方
- (5) パソコン、スマートフォン等の情報通信機器の一般的な使用、操作ができ、ワード、エクセル、ソーシャルネットワークサービス等の活用ができる方
- (6) 市の条例及び要綱、規則等その他の法令を遵守し、職務命令に従うことができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条件に該当しない方

※地方公務員第16条の欠格条項に該当するものとは、以下の者をいいます。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■募集人数

1 人

■活動場所

甲斐市内

■勤務時間等

(1) 勤務日数

原則週 5 日（イベント参加等、土日祝祭日勤務となる場合あり）

(2) 勤務時間

原則 8 時 30 分から 17 時 00 分までの 1 日 7 時間 30 分を基本とします。
ただし、活動内容において、必要があると認められる場合には、勤務時間及び期間を調整することがあります。

(3) 隊員の休暇

甲斐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 13 条から 16 条までの規定によります。



赤坂圃場でのさつまいも収穫作業の様子

■雇用形態・雇用期間

(1) 雇用形態

甲斐市の会計年度任用職員として任用します。

隊員は、隊員活動に支障のない範囲内において、就業活動等ができるものとします。（届出が必要です。）

(2) 雇用期間

任用日の属する会計年度の末日（令和 8 年 3 月 31 日）までを最初の任用期間とし、最長で令和 10 年 3 月 31 日まで、雇用を更新することが可能です。

■報酬

月額 208,000 円

その他、期末手当、交通費、時間外勤務手当、退職手当等は支給しません。

■待遇・福利厚生

(1) 旅費の支給

甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の例によります。

(2) 活動経費の負担

隊員活動に必要な経費を予算の範囲内で市が負担するものとします。
ただし、1品の取得価格が1万円以上ものや備品については、その所有権は市に帰属します。

(3) 車両の貸与

活動に従事する間は、車両を貸与します。

なお、隊員活動以外の通勤や移動手段として、自家用車等の持ち込みをお勧めします。

(4) 保険の加入

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

(5) 住宅の提供

住宅は市が用意します。（光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります。）

※別途隊員の希望する住宅への居住については、家賃の助成等はありませんので、あらかじめご了承ください。

(6) その他

活動に必要なパソコン等事務機器は、庁舎内の使用において貸与します。

■応募受付期間

令和7年3月10日（月）～令和7年8月29日（金）

※新規隊員が決定次第応募を終了します。

（最新の募集状況については市ホームページを確認いただくかお問い合わせください。）

■現地説明会

市内各地の視察、市からの説明、質疑応答、意見交換を行います。

(1) 日時

希望者の方と要相談

※悪天候等により交通機関に影響がある場合には、現地見学会を延期又中止する場合がありますので、ご了承ください。

(2) 参加費

無料（往復に係る交通費は自己負担となります。）

(3) 参加申込み

次の応募先まで電話（平日 8:30～17:15 のみ）またはEメールにてお申し込みください。申込みの際に、氏名・住所・電話番号をお知らせください。

※申し込みをされた方には、後日改め通知又はEメールにて現地見学会の案内をいたします。（案内が届かない場合には、お手数ですが下記まで

申し込みの確認をお願いします。)

■審査方法

(1) 第1次選考

書類審査により第1次選考を行います。

選考結果は合否に関わらず応募者全員に通知を発送します。

応募する際は、必ず農林振興課農林振興係あてに電話連絡してください。

【提出書類】

- ・応募用紙（市のホームページなどからダウンロードしてください）
- ・住民票の写し（申込日より3か月前以降に取得した住民票とします。コピー可）
- ・身分証明書（市区町村発行のもの）
- ・レポート「甲斐市地域おこし協力隊に応募した動機、隊員として取り組みたいこと、隊員として活かしたい能力」（800字以内）

※提出した書類は返却いたしません。また、個人情報については本公募のみの使用とし、その他の目的に利用することはありません。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、面接による第2次選考を実施します。日程・場所等の詳細については、第1次選考結果通知時に、対象の方にお知らせします。

選考結果については、後日参加者全員に通知を発送します。

※応募に係る経費（書類申請費用および面接時の交通費など）はすべて応募者の負担となります。

※選考の結果及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。



甲斐市マスコットキャラクター
やはたいぬ

【応募・問い合わせ・書類提出先】

〒400-0192

山梨県甲斐市篠原 2610

甲斐市役所 産業振興部 農林振興課 農林振興係

電話 055-278-1707

メール nourinshinkou@city.kai.yamanashi.jp